

流山市国民健康保険運営協議会（第3回）会議録

- 1 日 時 平成22年12月17日（金）午後1時15分～
- 2 場 所 流山市文化会館 3階 第4会議室
- 3 招集日 平成22年11月9日
- 4 出席委員
武笠 高士、沖山 修、吉田 常勝、鶴田 安房、横田 勝正、
寺田 伸一、松本 ユミ、板津 邦彦、中山 文男、
紅谷 幸夫、川名 健一
- 5 欠席委員
椎名 和彦、鈴木 孝夫
- 6 事務局
倉田市民生活部長、福島国保年金課長、宮本国保年金課長補佐、
真通国保収納係長、内国保賦課給付係長
- 7 傍聴者
なし
- 8 議題
(1) 平成23年度流山市国民健康保険実施計画（案）について
(2) 制度改正について
(3) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算案について
(4) その他
- 9 配付資料
(1) 平成23年度流山市国民健康保険事業計画（案）
(2) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算説明資料
(3) 限度超過額変更の影響について
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時50分

議事内容

（事務局）ただいまから、平成22年度第3回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）皆様こんにちは。年末のお忙しいところお集まりいただきまして有り難うございます。

本日は、一番目に平成23年度国民健康保険事業計画案について、二番目に制度改正について、三番目に平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算案について審議してまいります。

委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局) 続きまして、事務局からあいさつ申し上げます。

(事務局) 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は先ほど会長のあいさつの中にもありまして、平成23年度国民健康保険事業計画案と、制度改正について、並びに平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算案につきましてご審議をいただきます。現在、市では来年度予算の編成作業を行っておりますが、景気低迷の影響で市税につきましては7億円程度の減収が見込まれているとのことです。国民健康保険特別会計予算につきましても歳入の伸びは見込めず、大変厳しい状況となっております。本日受け賜りましたご意見、要望等につきましては、これからの市長査定等、最終の予算編成事務に反映してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(事務局) 協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。会長よろしくお願いいたします。

(議長) これより議事に入ります。
ただいまの出席委員は11名です。よって定足数に達していますので、会議は成立していることをご報告します。

(議長) それでは、平成23年度流山市国民健康保険事業計画案につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 平成23年度国民健康保険事業計画案につきましては、今回変更となった箇所のみにつきまして、説明させていただきます。(3) 医療費適正化対策の推進、①レセプト点検の充実、で、平成23年度からレセプト点検の充実強化を図るために、操作端末機の更新を図り、作業効率を高めます。次に、②医療費通知、についてですが、ジェネ

リック医薬品普及のため、新薬を使用した場合との差額通知を発行することが国保連合会のシステム開発により、来年度中に可能となることです。このことにより医療費の削減が図れると期待されます。それから、(6) その他、①臓器提供意思表示、についてですが、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、平成23年度から国民健康保険被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄を設けるものです。仔細については事務局から説明します。

(事務局) それでは説明させていただきます。今まで保険証は1枚の台紙に2枚印刷されており、不定形郵便で郵便料は割高となっていました。平成23年度から臓器提供に関する意思表示欄を保険証の裏面に設け、個人情報保護シールを添付しております。台紙1枚に1枚の保険証が印刷され、定形郵便で郵送できるようになります。被保険者には保険証裏面に臓器提供の意思表示を記載していただき、その上から個人情報保護シールを張っていただきます。シールは一回はがすと再度張ることはできず、個人情報を保護できることとなっています。以上、説明させていただきました。

(議長) ただいま事務局から説明のありました平成23年度国民健康保険事業計画案につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。

(委員) ジェネリック医薬品の差額通知の話がありましたが、差額通知は年に1回なのでしょうか。

(事務局) 千葉県国保連合会が23年度の後半から差額通知を開始できる予定とのことですので、23年度は1回、次年度からは2回、3回となります。差額通知は、慢性病で使用している医薬品が中心となります。

(委員) 対象となる医薬品は多くなると思いますが、どの医薬品がどのジェネリックになるか判りますか。

(事務局) 今の時点では、国保連合会でシステムを開発中ですので、わかりません。

(委員) ジェネリック医薬品はたくさんあるので難しいのでは。

(委員) 一番安い価格のジェネリックとすればよいのでは。価格を比較すれば利用者も理解しますよ。

(事務局) 具体的に詳細が判明した時点で再度お話をさせていただきます。

(委員) 22年4月から開設した債権回収対策室では、大口の悪質滞納者を対象とした収納業務に当たるとしておりましたが、事案は実際にあったのですか。

(事務局) 債権回収対策室への債権移管につきましては、国民健康保険料では40万円以上の債権を対象としております。22年度中の対象債権は60件あり、滞納者に国保年金課から債権回収対策室へ業務を移管するという移管通知を出したところ、22件の分納誓約をとることができました。何の連絡もない38件について債権回収対策室へ債権を移管しました。

(委員) 収納率はどうなっておりますか。

(事務局) 債権回収対策室に移管した38件について、債権回収対策室にて再度呼び出しを行い、10件は来庁し分納相談を受け、分納に至っております。それから2件の差し押さえ、2件の参加差し押さえを行ったとの連絡を受けております。以上です。

(委員) 医療機関に行って体験しましたが、薬局でジェネリック医薬品を使うように国から指導があったと言っていました。薬局でそのように指導いただければジェネリック医薬品の普及は進むのではないのでしょうか。

(委員) 薬剤師から言わせていただければ、処方によってジェネリック医薬品がある場合には説明をさせていただいております。いくら違うかは一覧表があるのでお見せしております。以前ですと変えた薬を

医師に伝えなければなりませんでした。または、承諾を得なければなりませんませんでした。いろいろと面倒でしたが最近は簡単になりました。ところが反対に医師の印が押してある処方箋については変えられなくなっています。そういうところは、国の理解度が低いと思います。

（委員）大手ドラッグストアのポイント制度ですが処方箋でもポイントが付く。普通の薬局では処方箋には付きません。

（委員）医薬品等についてポイントの対象とすることは一般の薬局でも可能なのですが、現在、厚生労働省との間で値引きの対象とすることについて議論されています。

（委員）関連して、医療機関での支払いにクレジットカードが使えるところがあります。クレジット払いはポイントが付いています。

（委員）そういう問題を含めて検討されています。

（委員）年輩の方が薬を多くもらっていることがありますが、実際どれだけ飲まれているのか調べたことがあるのですか。

（委員）データを取ったことがあります。しかし、慢性病の方に多いのですが、医師と相談して薬を選別して処方すると薬が少なくなったと患者さんが怒る場合がある。正しく飲んで頂けるようにする他に方法はありません。

（委員）一週間分の薬を別けて一回毎に飲むようにする容器がありますが、それに薬を入れて飲むようにします。煩雑な分別作業を行って飲んでもらいますが、薬の飲み忘れで残る場合は良いのですが、飲み方を間違っている場合は指導する必要があります。

（委員）今はネット等を通じて薬の知識を得ることができますが、自分の薬を他人に与えることが一番危険です。湿布薬が一番多い例です。多くもらって他人に与えるケースです。

（議長）患者個人のマナーが必要なのでしょうか。他に事業計画案に

ついて何かありませんか。

(委員) 資金貸付事業についてお聞きいたします。(4) 保健事業の充実、⑤資金貸付事業の実施について、直接払いを望まない医療機関での出産時における経済的負担を軽減するための貸付事業とありますが、これは、出産育児一時金のことを指しているのかなと思いますが、直接払いを望む、望まないは医療機関が選べるのですか。

(事務局) 貸付制度につきましては、医療機関への支払いに2カ月かかってしまうので、被保険者に貸し付けて被保険者が医療機関に支払うことにより支払い時期を早めることができます。医療機関の資金繰りの関係から直接払いを望まない場合があります、また、助産施設にそういうケースが多いので貸付制度が残っています。今回流山市での利用はありませんでした。

(委員) 国民健康保険事業計画案の(3)医療費適正化対策の推進、③医療費データベースの整備・活用について、市の疾病傾向についてどのような対策をたてているのでしょうか。

(事務局) 疾病分析ですが生活習慣病が多く出ています。保健事業といたしまして国保ヘルスアップ事業、健康を支える栄養学を展開し、生活習慣病の予防に努めております。

(議長) 他に質問がなければこの程度にとどめたいと思います。それでは、平成23年度の制度改正につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 申し訳ありません。先に平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算について説明させていただき、その説明の中で制度改正についても説明させていただきます。

(議長) わかりました。それでは平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算について説明願います。

(事務局) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算案についま

してはすでに査定を受けております。来年早々に市長査定を受けて議会に提案してまいりたいと考えております。また、その市長査定の結果については次回の運営協議会でご説明させていただきますが、今回お示しする予算案でほぼ確定すると思っております。まず1ページの医療分の加入者でございますが、23年度の世帯数は前年度比で218世帯増、加入者で588人増となっております。40歳から64歳までの介護分の世帯数は前年度比で462世帯増、加入者で658人の増となっております。次に保険料率ですが、23年度は医療分、介護分、後期高齢者支援金分ともに料率を据え置いたままで予算を編成することができました。ということで国保につきましては、医療分の所得割料率7.3パーセント、均等割額19,200円、平等割額15,600円、介護分の所得割料率1.4パーセント、均等割額12,600円、後期高齢者支援金分の所得割料率1.8パーセント、均等割額4,200円となっております。次に賦課限度額について制度改正を含めて説明させていただきますが、まだ正式な通知が国から出されておられません。本来ですと国保運営協議会に諮問させていただき、答申をいただいた後に予算編成を行うべきところですが、次回の運営協議会に国の通知があった段階で諮問させていただき、答申をいただきたいと考えておりますのでご了解願います。この制度改正に伴う変更点についてご説明いたします。資料の「国民健康保険料の課税限度額の見直し」をご覧ください。23年度は医療分50万円を51万円に、支援分13万円を14万円に、介護分10万円を12万円に引き上げるということになっています。資料の次ページ「限度超過額変更の影響」ですが、医療分の世帯数で763世帯、支援分で578世帯、介護分で312世帯が限度額に達し、影響を受けることとなります。影響額は21,271,614円ということで算出しています。予算説明資料に戻り、歳入予算について説明いたします。国民健康保険料につきましては前年度比伸率でマイナス0.94パーセント、これはリーマンショック以来の不況が続いており被保険者の所得割賦課標準額が下がっているということでマイナスとなっております。次の保険税につきましては23年度「0」となっております。これは平成3年度から保険税から保険料となり、滞納分の保険税が差押え等で残っていましたが、本人の死亡等により債権が消滅したものです。次の国庫支出金ですが、3ページをご覧ください。歳入の明細となっております。療養給付費等負担金ですが療養給付費等、老人保健医療費、介護

納付金、及び後期高齢者支援金の34パーセントが負担率となっており、2,662,325,000円を予定しております。次は高額医療費共同事業負担金81,786,000円でございます。これは高額医療費共同事業拠出金の4分の1が国から出るものです。次に特定健康診査等負担金19,430,000円は特定健診を受けた件数に基づいて支出されます。流山市では23年度45パーセントの受診率で計算しております。次に財政調整交付金200,000,000円はいわゆる医療費の9パーセントを国が支出するもので、その7パーセントについては普通調整交付金として、2パーセントについては特別調整交付金として交付されるものです。続きまして出産育児一時金補助金ですが一人当たり20,000円が国から補助されますので180名で3,600,000円を計上しております。次の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては平成21年度をもって終了しておりますので計上しておりません。また、次の高齢者医療制度円滑導入事業費補助金につきましては、22年度の交付決定もされておられませんので、23年度については交付されないのではないかとということで予算計上しておりません。以上国庫支出金合計3,135,761,000円を見込んでおります。続きましてこのページで説明させていただきます。療養給付費等交付金でございますが退職者60歳以上65歳未満の方の退職者医療費に係る交付金で自己負担を除く医療費について社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、719,078,000円を計上しております。続きまして前期高齢者交付金3,809,373,000円につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の人数に応じて社会保険診療報酬支払基金から支払われるものでございます。今回750,000,000円ほど多く計上しておりますが、これはワークシートを用いて算出しており、各市とも増えているとの情報を得ております。続きまして県支出金について説明いたします。高額医療費共同事業負担金81,786,000円は先ほど国庫支出金で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金の4分の1が国からと同様に県から支出されるものです。次に特定健康診査等負担金につきましても国同様に受診者数に応じて支払われるものでございます。次に県財政調整交付金は国では療養給付費等負担金と呼ばれ、療養給付費等の34パーセントでしたが、県は6パーセントで県財政調整交付金と呼んでおります。以上、県支出金550,608,000円となります。次に共同事業交付金1,434,824,

000円ですが、各市町村が国保連合会に共同事業拠出金として拠出してありますが、高額医療費が発生した場合に59パーセントが交付されるもので、お互いに助け合う再保険制度です。次に繰入金ですが保健基盤安定繰入金の軽減分、これは一定以下の所得者に対して行った保険料の応益割の軽減について、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減分を県が4分の3、市が4分の1を負担して国保会計に入れるものでございます。これが170,062,000円で昨年度より増えております。これは7割、5割、2割軽減に係るものだと考えております。次に保健基盤安定繰入金の支援分、これは平均保険料額の低い保険者に対し国、県、市が一定割合を負担するものです。次に職員給与費等繰入金については職員給与、事務費等を保険料から支出しないよう、一般会計から繰り入れるもので、昨年度より12,615,000円の減となっております。減額は職員給与費となっております。それから出産育児繰入金ですが出産育児一時金の3分の2が国から一般会計に交付され、それを国保特別会計に繰り入れるものです。次にその他一般会計繰入金ですが、そのうちルール分と表記されているものが先ほどの出産育児一時金の残りの3分の1について一般会計から繰り入れていただいているものです。続きまして特別事情分152,206,000円ですが、国保の赤字補てんとなっております。先ほど説明いたしました前期高齢者交付金が多かったために特別事情分は前年度より少なくなっております。歳入は以上となっております。1ページに戻っていただきます。歳出ですが、まず保険給付費でございます。平成23年度は9,946,973千円で伸び率は5.29パーセントです。伸び率については、毎年国から示されておりますが今回連絡がありません。そこで流山市の22年度の保険給付費の伸びを基に算出しました。それから後期高齢者支援金等は後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、被保険者数に応じた支援として、世代間の負担公平を図るため社会保険診療報酬支払基金に支払うものです。それから前期高齢者納付金等は前期高齢者医療に係る保険者間の費用負担の調整として保険者が社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、4,654千円を見込んでいます。次に老人保健拠出金につきましては平成20年度まで実施していた老人医療に係る拠出金ですが、前々年度の清算で最終となりますが平成22年度の3月診療4月支払分が残っており、過誤調整が生じることから2,630千円を計上いたしました。次に介護納付金ですが介護保険の円滑な事業運

営を図るために40歳以上65歳未満の介護保険法に規定する被保険者として負担する納付金を社会保険診療報酬支払基金に対し支払うもので、734,429千円を計上しております。次に共同事業拠出金ですが、歳入の高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金に係る拠出金で1,515,841千円を計上しております。次に保健事業費でございますが195,849千円を計上しております。主なものは特定健診・特定保健指導でございます。昨年度より受診者数が少し増えているということと、事業仕分けで介護保険の生活機能評価が削除されたことに伴い、介護保険制度の生活機能評価を受けていた方が国保の特定健診を受診する場合、重複する検査項目を介護保険制度で負担しておりましたが、国保で負担することになり20,000千円の増を計上しております。次に諸支出金ですが、これは償還金で過年度の国保料をお支払いいただいた後に減額変更があった場合に還付するものです。以上で歳入・歳出の説明を終わらせていただきます。

（議長）ただいま説明のありました平成23年度流山市国民健康保険特別会計予算案及び平成23年度制度改正につきまして、意見等ございましたらお願いいたします。

（委員）国保の最高限度額は77万円なのですか。

（事務局）最高限度額は77万円となります。資料の「限度超過額の所得」をご覧ください。国保加入者1名の場合、医療分の限度額が改正前50万円から改正後51万円になりますと、所得額は6,702,603円から6,839,590円となり、136,987円上がります。支援分の限度額は13万円から14万円に上がりますが、所得額は555,556円上がります。また、介護分は10万円から12万円に上がりますが、所得額は1,428,571円上がります。

（委員）予算説明資料の1ページですが、医療分加入者の伸びは1.4パーセント増、予算の歳入で国民健康保険料の前年度比率マイナス0.94パーセント、歳出の保険給付費の前年度比率5.29パーセントの伸びとなっております。加入者は増えているけれども保険料は下がり、医療費は伸びているというのはどういうことなのでしょうか。

整合性がとれない。

（事務局）保険料は不況の為に収入が減り、下がっています。医療費の増は入院が増えているのが要因だと考えられます。

（委員）4ページの歳出、総務費の一般管理費についてですが、14,467千円減っていますがどのようなことからなののでしょうか。

（事務局）人事院勧告により職員の給料が下がっております。その関係で総務費は前年度よりも少なくなっております。

（委員）大規模な変更がある場合には対応できるのか。

（事務局）そのような場合には補正予算を組んで対応させていただきます。

（委員）予算説明資料の8ページですが、平成22年度一般分及び退職者分療養給付費区分内訳の10月分調剤の件数が違うのではないのでしょうか。年月についても21年ではなく22年なのではないのでしょうか。

（事務局）後で訂正させていただきます。

（委員）一般会計からの繰入れなのですが、昨年度は当初予算で305,753千円でしたが、23年度は152,206千円で153,547千円減っています。先ほど事務局のお話の中で、税収は7億円程度の減収が見込まれるとありました。厳しい財政状況ではありますが、同様に厳しい国保財政を考えるともう少し一般会計からの繰入れを増やす手立てはありませんか。ある政党のチラシには平成20年度の近隣市を比較した一人当たりの一般会計からの繰入額が表記しており、流山市が一番少ないと記されておりました。

（事務局）数字は正しいと思います。流山市の場合収納率が高いので一般会計からの繰り入れが少なく済んだということです。流山市民の国民健康保険料に対する意識の高さを称賛すべきです。また、所得

割料率も近隣市を比較すると流山市は低い。料率は低いけれども市民の所得が平均的に高いので保険料が賄えるのです。

（委員）繰入金の増額はどうかのでしょうか。

（事務局）基になる一般会計が苦しいということと、国保特別会計は独立会計だという立場をとっていますので予定外のインフルエンザ流行等を除いて、繰り入れの増額はありません。

（委員）国保の加入者は市民の3割強でかなり低い。他は社会保険や協会健保となっています。国保だけ税金から繰り入れを増やすのは他の種類の健康保険に加入している人から苦情が来るのではないか。我々国保だけ繰り入れを増やしてくれというのは言えないのではないか。

（委員）いろいろ話を聞きますと私たち若いときは特別会計を支えてきたんだ、だから困ったときにはやむを得ないのではないかという意見です。公平のバランスをとるのは難しいと思いますがこういう不況の時期なので出来る限り繰り入れを増やしてもらいたい。

（委員）健保組合ではこういう立場では繰り入れをしないように、どんどん言わなければいけないというスタンスです。理由はいろいろな保険に加入している市民の方々がいるのに特定の国保だけ肩入れするのは好ましくないということです。

（事務局）いつも議論となるところなのですが、実際予算が足りなくて補正予算を組む場合もあります。23年度予算の一般会計からの繰り入れが前年度より減っているということは、予算としてはがんばってくれているなど感じ取れますが、市長査定はいつになるのでしょうか。

（事務局）毎年1月7日の週となっております。

（委員）保険料の料率の改定はいつ行うのですか。諮問・答申を毎年行っていますね。

（事務局）説明をしてきたとおり23年度につきましては料率の引き

上げは行いません。ただし、最高限度額の引き上げは国の示しているとおりに行いますので、国の通知があり次第諮問させていただきます。

（議長）事務局から何かございませんか。

（事務局）次回は、年明けの市長査定の結果を踏まえて、再度、平成23年度予算案を議題として開催させていただきます。後日開催通知を送らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

（事務局）それから一部負担金の減免について平成23年度中に実施するということから先進地である新潟県村上市に近隣市の国保担当者とともに視察に行つてまいります。その後、近隣市とともに一部負担金の減免について実施していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

（議長）一部負担金の減免というのはどういうことでしょうか。

（事務局）一部負担金の減免というのは、医療機関で被保険者が支払う1割、2割、3割の自己負担額のことですが、失業、生活困窮等で払えない場合に窓口負担も減らしていくということで、制度を本格的に運用していくということでございます。

（議長）弱者のためということですね。わかりました。他にご質問がなければ閉会としますが、委員の皆様には年末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。平成22年度第3回流山市国民健康保険運営協議会を閉会します。

この会議録は真正であることを認め署名する。

流山市国民健康保険運営協議会会長